

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の 一部改正について

私立幼稚園授業料の補助について、規定を整備するため、名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋市条例第27号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

令和2年2月7日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

記

1 改正理由・内容

幼児教育・保育の無償化により、私立幼稚園に在籍する者を授業料の補助の対象から除外するものです。

また、題名を「名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例」に改めます。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 条例案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

令和2年第 号議案

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の
一部改正について

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年2月 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例の
一部を改正する条例

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例（昭和48年名古屋
市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例

第1条中「及び私立幼稚園」を削り、「行なう」を「行う」に、「父兄」を
「保護者」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第2条第1項中「及び幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65
号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く。）（以下「私立高等
学校等」という。）」を削る。

第4条第1項中「私立高等学校等」を「第2条第1項に規定する高等学校」
に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例第 5 条の規定によるこの条例の施行の日の属する年度の前年度までの年度分の私立幼稚園授業料の補助の返還については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、私立幼稚園授業料の補助について、規定を整備する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例
名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例
(抜すい)

(目的)

第 1 条 この条例は、私立高等学校~~及び私立幼稚園~~に在籍する者に対して授業料の補助を~~行う~~^{行なう}ことにより、公私立学校間における~~保護者~~^{父兄}負担の格差是正を図り、もって教育の機会均等の原則を確保し、~~併せて~~^{あわせて}私立学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この条例による授業料の補助を受けることができる者は、国及び地方公共団体以外の者が学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき愛知県内に設置している高等学校~~及び幼稚園~~（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除く。）（以下「私立高等学校等」という。）に在籍する者（以下「対象者」という。）とする。

2 (略)

(補助の方法)

第 4 条 授業料の補助は、規則で定めるところにより、第 2 条第 1 項に規定する私立高等学校等
る高等学校を設置する者に支払うことにより~~行う~~^{行なう}。

2 (略)

